

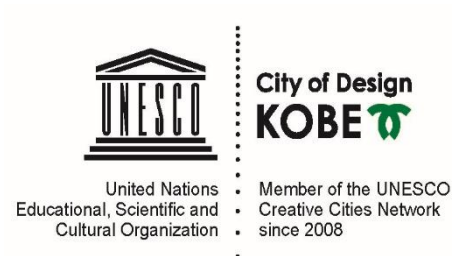
避難確保計画の作成について

～危機への備え～

神戸市危機管理室

令和3年3月

危機対応担当課長 / 消防司令長 城月 徹



BE KOBE

本日のテーマ

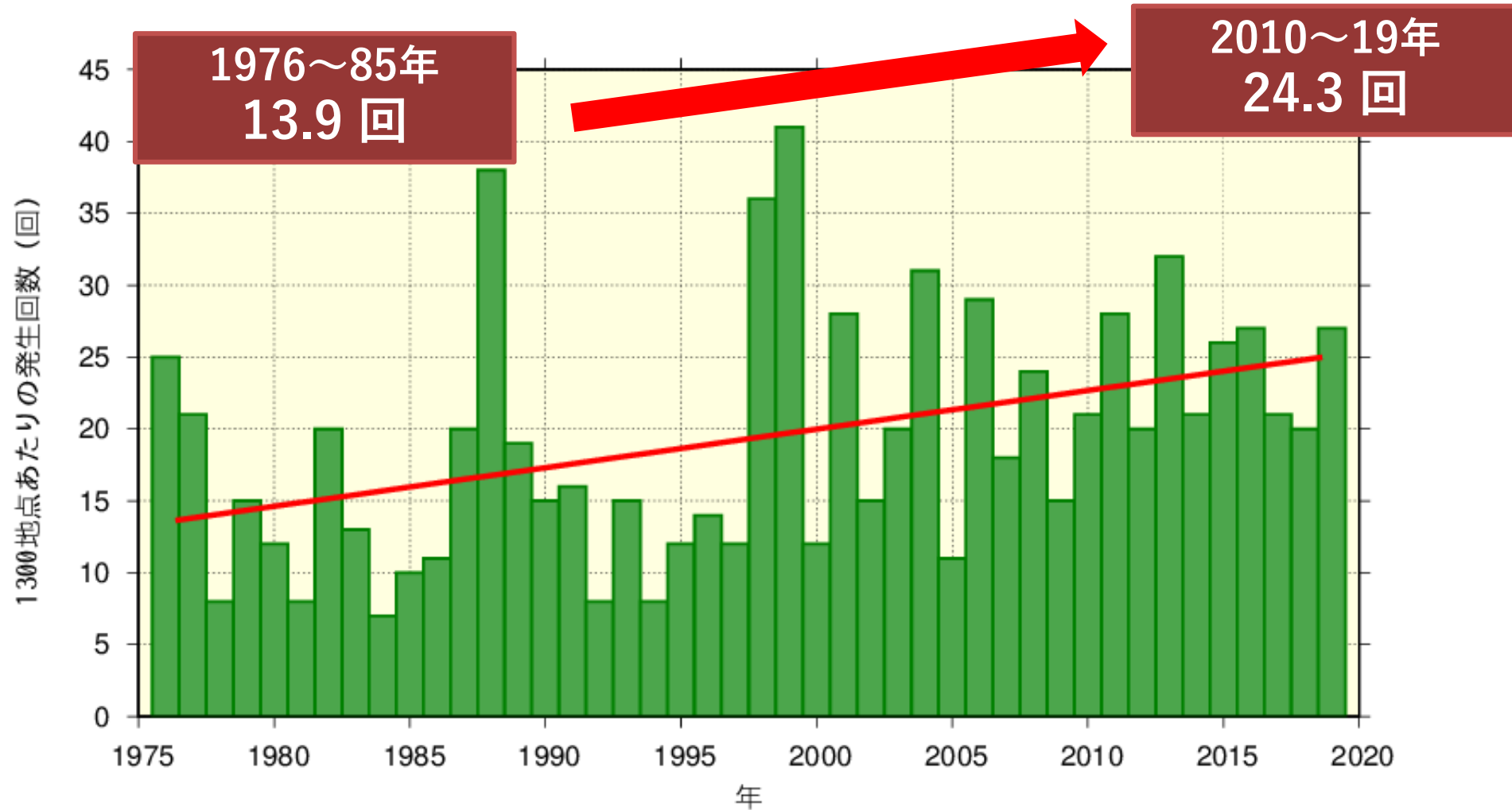
- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える
(避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル（避難情報）の改定について

本日のテーマ

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える
(避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル（避難情報）の改定について

1.災害を振り返る ～猛烈な雨の頻度増加～

1時間80mm「猛烈な雨」
年間発生回数（全国1300地点あたり）



本日のテーマ

1.災害の激甚化

2.災害の危険度をチェック

3.危機に備える

(避難確保計画作成・訓練実施義務)

4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法

5.警戒レベル（避難情報）の改定について

2.災害の危険度をチェック～日ごろから確認～

・ 暮らしの防災ガイド

防災特別号 ハザードマップ付 KOBE 神戸市防災課 発行 2020年(令和2年)6月

暮らしの防災ガイド 中央区 2020年度 保存版

すぐ手の届くところに保管して、災害から命を守りましょう。



感染症の流行に関わらず 自然災害はやってきます 大切な人の命を守るために、十分に備えましょう！

！ お願い！
災害時の感染を予防するために
緊急避難場所や避難所は不特定多数の方が滞在する場所です。そのため、感染防止対策が重要です。

- ▶ できる限りの感染防止対策を実施していますが、物資が不足している場合もあります。一人ひとりで感染防止対策を行いましょ。
- ▶ 接触機会を減らすため、災害に対する安全確保を前提に「自宅での安全確保」や「親せきや知人宅への避難」などもあらかじめ考えておきましょう。

今日から、すぐにできること

住んでいる地域の危険性、緊急避難場所を確認
いざというときでも落ち着いて行動できるよう、避難経路などをあらかじめ確認。実際に歩いてみて、いくつかの避難経路やそれぞれの避難にかかる時間を確認しておきましょう。
詳しくは、[1]をチェック！

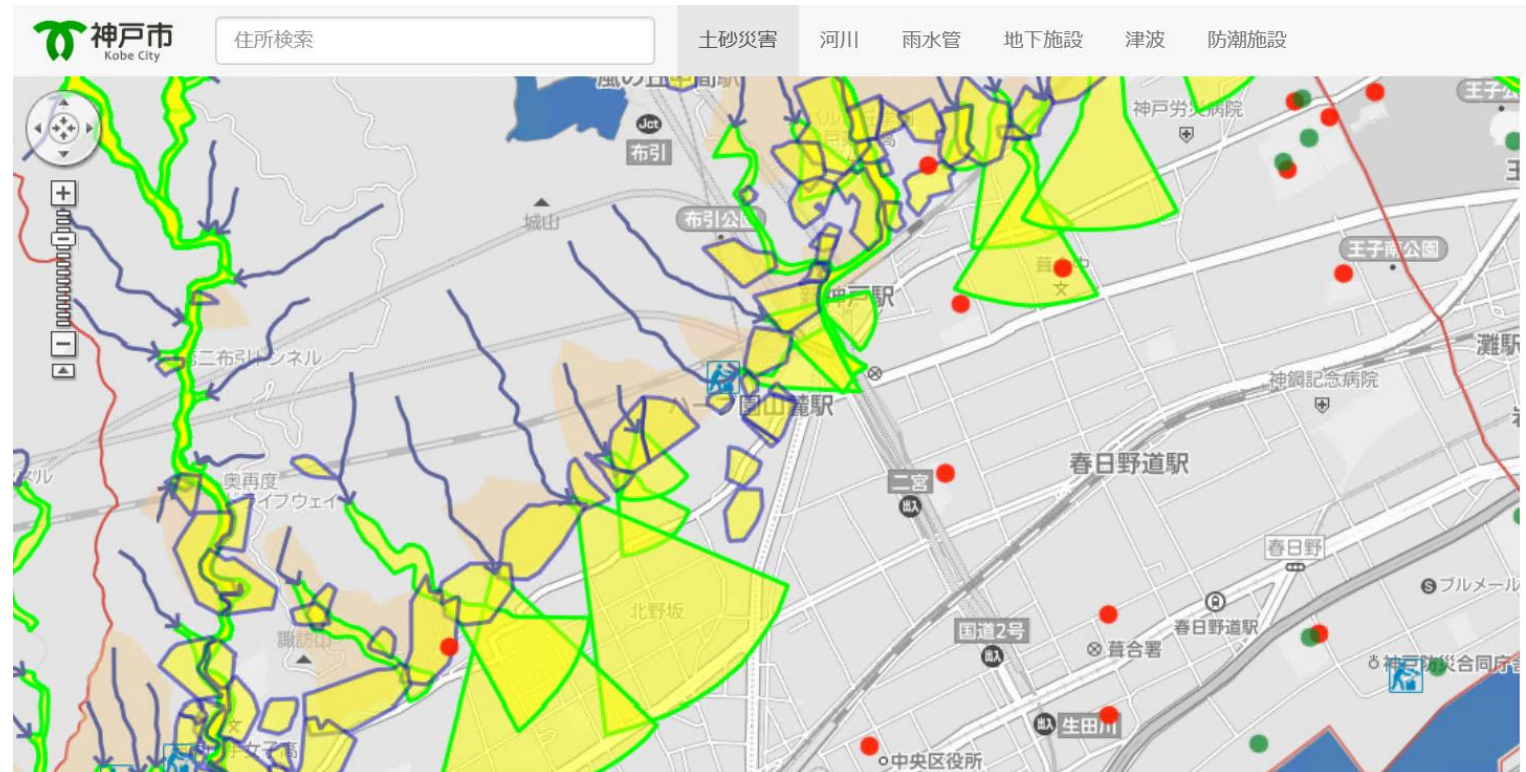
備蓄や非常持ち出し品を準備
● 家庭内備蓄(水や食料などは、各家庭で3日分、できれば7日分のご用意を。
● 非常持ち出し品は、1人ずつ、リュックなどに入れて、すぐ取り出せるようにしておきましょう。男性は15kg、女性は10kgまでが目安です。
詳しくは、[3]をチェック！

家族のルールを決めておこう
大切なものを守るのは、冷静な判断力と行動力。家族みんなが防災をテーマに話し合い、何かが起こった場合の避難先や連絡方法などを決めておきましょう。
[1]のわが家の災害・避難メモを活用しよう

家庭内防災に取り組みよう
経費計測・湿度計測 家具の転倒防止
詳しくは、[3]をチェック！ ガラスの飛散防止

・ 神戸市Web版ハザードマップ

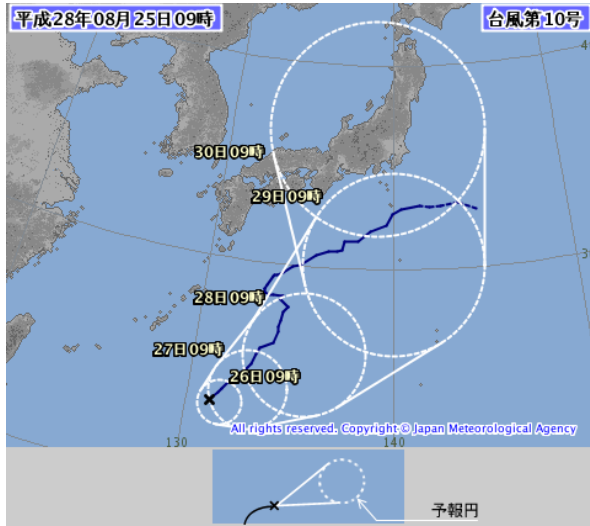
大雨（土砂災害・洪水）による危険予想区域等を掲載



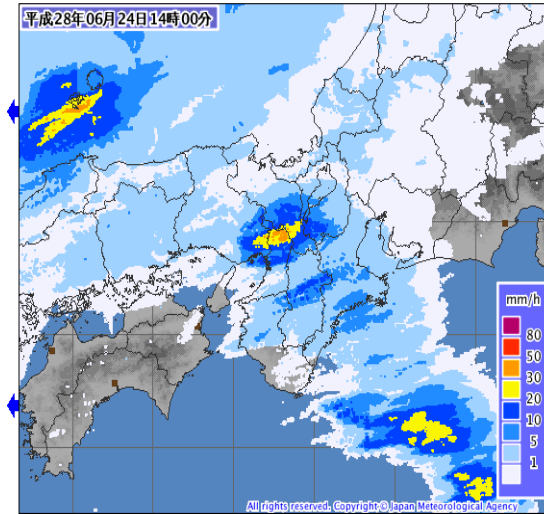
神戸市 ハザードマップ 検索

2.災害の危険度をチェック～災害が接近してきたら～

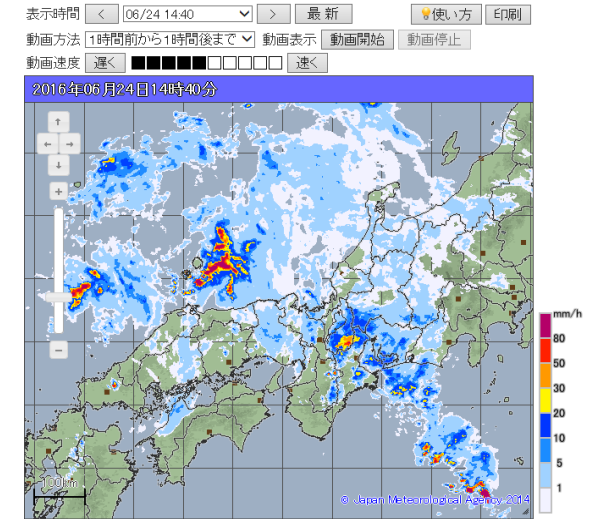
① 台風情報 (気象庁)



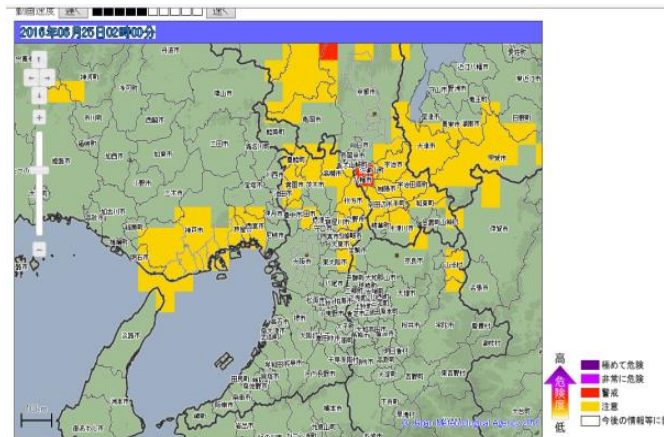
② 今後の雨 (気象庁)



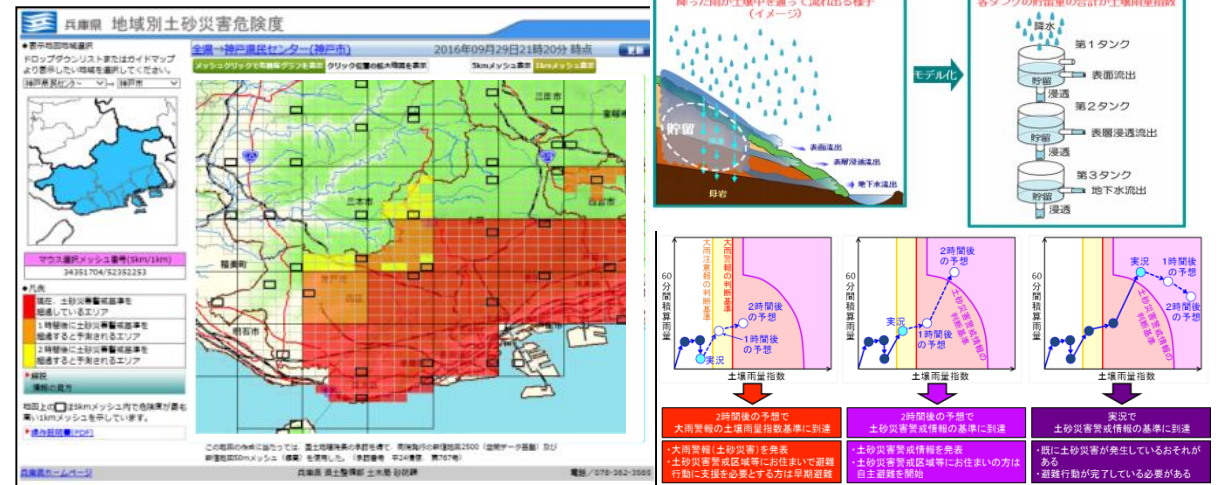
③ 雨雲の動き (気象庁)



④ 大雨警報(土砂)の危険度分布 (気象庁)



⑤ 地域別土砂災害危険度 (兵庫県)

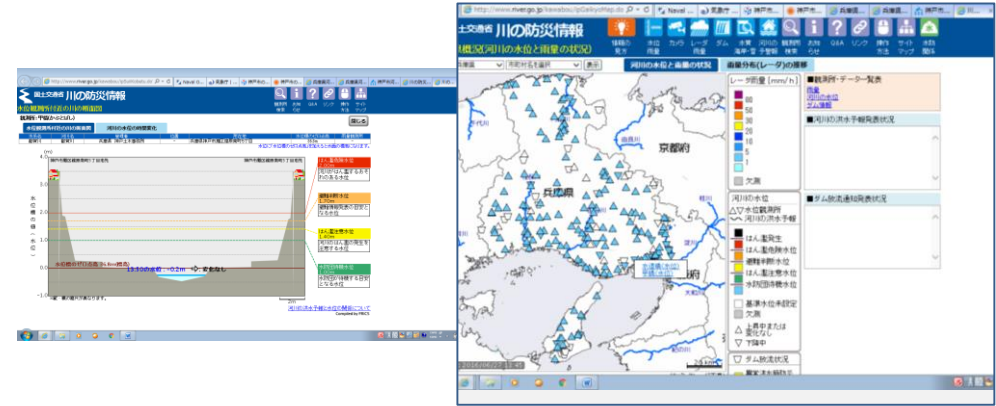


2.災害の危険度をチェック～災害が接近してきたら～

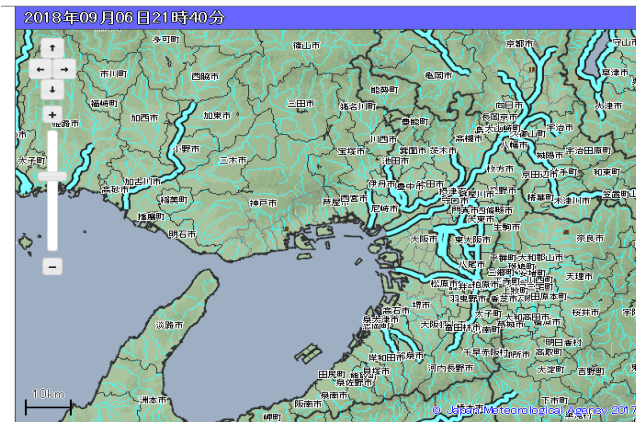
⑥河川モニタリングカメラシステム（神戸市）



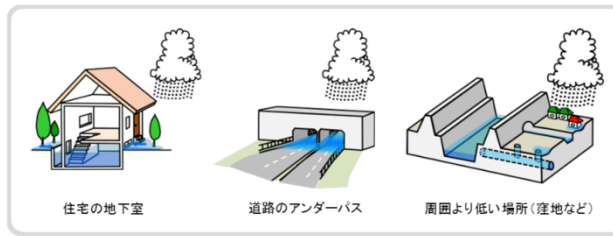
⑦河川水位 川の防災情報（国土交通省）



⑧洪水警報の危険度分布（気象庁）



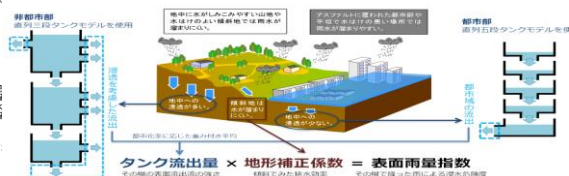
浸水で命に危険が及ぶおそれがある場所



指定河川洪水:
国や都道府県
洪水により大きな被害を生ずる河川について、洪水のおそれがある
と認められるときに発表。

- 高 危険度
- 低 危険度
- 発表なし

- 高 極めて危険
- 低 非常に危険
- 警戒
- 注意
- 今後の情報等



⑨大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）



大雨警報(浸水害)等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認。

本日のテーマ

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える
(避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル（避難情報）の改定について

3. 危機に備える～岩泉町の高齢者福祉施設被害～

平成28年台風第10号に伴う大雨により、
高齢者福祉施設に甚大な被害が発生しました



毎日新聞より引用



産経新聞より引用

3. 危機に備える～岩泉町の高齢者福祉施設被害～

【施設管理者】：避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動がわからなかった。
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に理解されていなかった。（9:00頃に町全域に発令）
- 町からの状況報告依頼（16:40）があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。
5年前の台風の浸水被害実績から、その時点では避難を開始する必要はないと判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。（19:45）

【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、県は浸水想定区域も公表していなかった。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。（17:20）

出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正

⇒要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のため、法律を改正

3. 危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫する区域を指す。

【土砂災害警戒区域の指定】



警戒区域に立地するかどうかは「くらしの防災ガイド」や「神戸市Web版ハザードマップ」をご確認ください。

3. 危機に備える ～義務の対象施設～

○避難確保計画の作成・報告、訓練実施義務の対象

- ・ 「洪水浸水想定区域」または「土砂災害警戒区域」に立地し、神戸市地域防災計画に記載されている施設

※現時点で義務の対象である施設に対しては、市から案内を送付しています

○義務の対象施設の更新

- ・ 毎年見直しを行っていきます（警戒区域の修正・施設の移転等を反映）
- ・ 令和2年8月に兵庫県が想定最大規模降雨（1000年に一度の大雨）による浸水想定区域を新たに公表したため、対象施設が増加します。

※更新後の対象施設一覧は、地域防災計画の更新後に市ホームページに掲載します（4月予定）

※新たに義務が発生する施設に対しては市から案内を送付しています

○罰則（本市より指示のうえ、ご対応いただけない場合）

- ・ 要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、法律による義務である避難確保計画の未作成施設として施設名を公表

3. 危機に備える ～避難確保計画とは～

○避難確保計画とは

- ・ 水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における
利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための項目を定めた計画

○記載項目

- ・ 防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、
その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等

※具体的な計画の作成・市への報告方法は後述

3. 危機に備える ～避難訓練の実施～

○避難訓練の実施

- ・ 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施。
職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ・ ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

※消防局は、指定された要配慮者施設から計画に基づく避難訓練について、要請に応じて助言を行います。

本日のテーマ

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える
(避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル（避難情報）の改定について

4. 避難確保計画の作成方法 ～警戒区域ごとの作成方法～

○土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域（100年に1度の大雨）の施設

※現時点で作成が必要な施設に対しては、市からお知らせ済みです。

- ・神戸市ホームページに、

「ひな形」：施設情報を追記すれば計画を作成できる

「チェックリスト」：計画に必要な事項を記載

を掲載しています。

○洪水浸水想定区域（1000年に1度の大雨）の施設 ※新たに義務発生予定

- ・対象施設には、4月に計画の作成方法をお知らせします。

5月末（梅雨入り前）までに計画をご作成ください

4. 避難確保計画の作成方法 ～ひな形とチェックリスト～

・ ひな形（洪水）

※提出時はこのコメントを削除してください。

【作成例】

高齢者施設を想定した表記が多くあります。
施設の種類に応じて適宜修正してください。

水防法に基づく
洪水に関する避難確保計画

作成：●年●月●日
(改訂：●年●月●日)

施設所有者又は管理者の名称

・ チェックリスト

避難確保計画掲載事項チェックリスト 令和元年5月

チェック 対象施設名		チェック 担当者名	
計画の項目	チェック項目	チェック 欄	該当 ページ
防災体制、情報収集及び伝達	①施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか		
	②警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか		
	③警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか		
避難誘導	④避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか		
	⑤避難場所までの避難経路や移動手段などがリスク情報を踏まえた実現可能なものになっているか		
	⑥必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか (警察署や消防署など、緊急時に助けを求める連絡先が記載されているか)		
避難の確保を図るための施設の整備	⑦洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか		
	⑧夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか		
	⑨屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか		
防災教育と訓練	⑩適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか		
自衛水防組織（設置した場合のみ）	⑪自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか		

※ 必要に応じて、昼夜・休日別に定める。

4. 計画作成・訓練実施の報告方法

KOBE 神戸市トップへ

ふりがな表示 文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ Foreign Language 休日・夜間の救急医療機関

Google カスタム検索 検索

くらし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 **防災・安全** 観光・文化・産業 ビジネス 市政情報

現在位置 [ホーム](#) > [防災・安全](#) > 防災

防災

更新日：2020年1月14日

資料館
の記録

水防法等の改正による要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について](#)

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

- 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について (2019年3月)
- 避難準備情報等の名称変更について (2016年11月)

**避難確保計画の作成・
避難訓練の実施後は、
様式に基づいて
神戸市危機管理室へ
報告をお願いします。**

神戸市ホームページで「避難確保計画」と検索してください。

ひな形やチェックリスト、避難確保計画・訓練実施の報告方法を掲載しています。

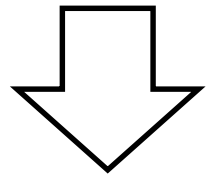
本日のテーマ

- 1.災害の激甚化
- 2.災害の危険度をチェック
- 3.危機に備える
(避難確保計画作成・訓練実施義務)
- 4.避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告方法
- 5.警戒レベル（避難情報）の改定について

5.警戒レベル（避難情報）の改定について～新旧比較～

現行

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生を確認	命を守る最善の行動	災害発生情報※1
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	・避難指示（緊急）※2 ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）



改定後

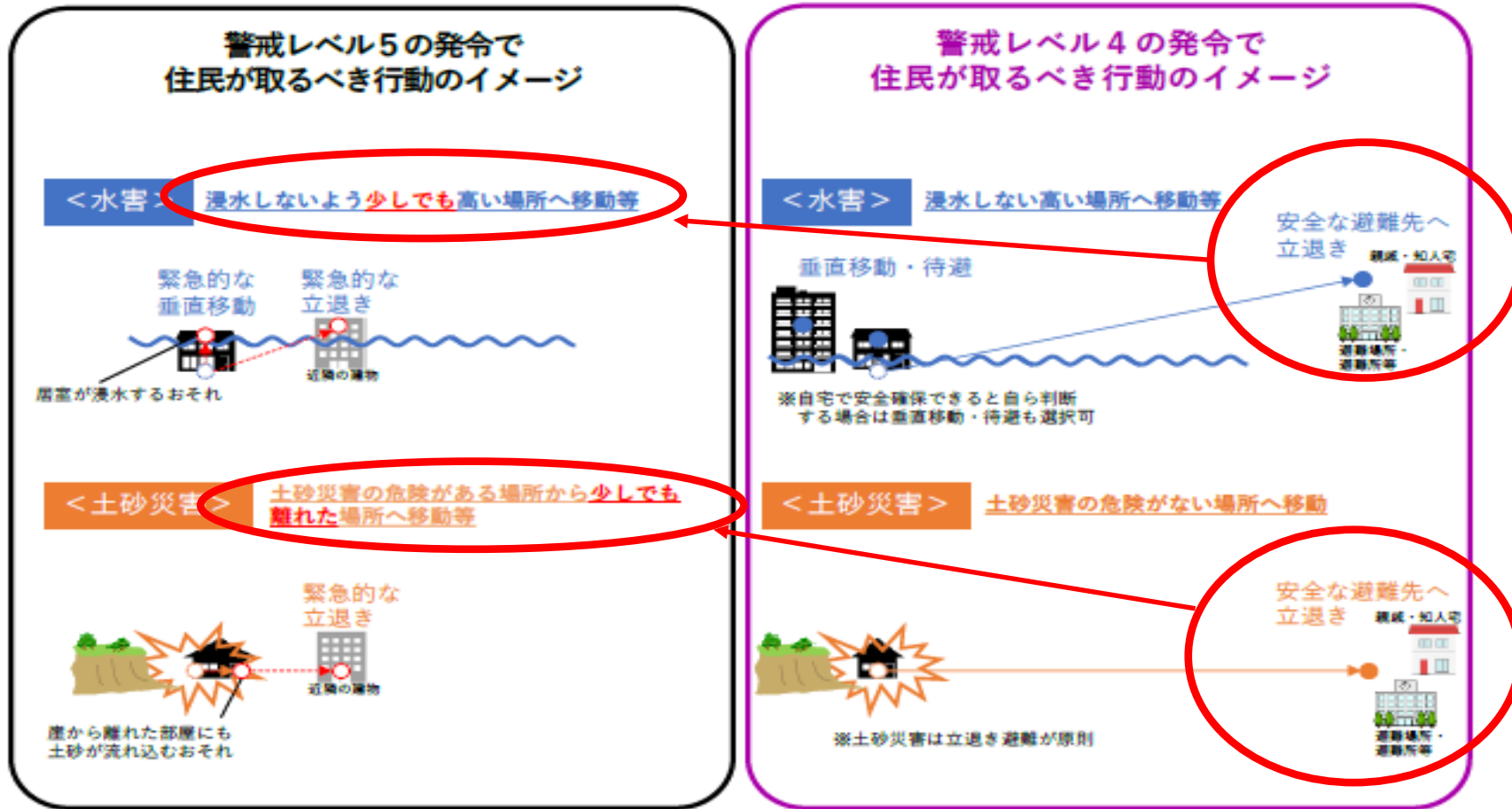
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注） .....
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2 .....	高齢者等避難 .....
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

# 5.警戒レベル（避難情報）の改定について～避難行動～

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険な場所にいる場合、

警戒レベル3～4 発令時：立ち退き避難

警戒レベル5 発令時：緊急安全確保 を行ってください



# まとめ

令和元年度台風19号に際し、老人ホーム施設全体が水没したにも関わらず、全員が無事避難できました。

移動に介助が必要な方を、  
事前に車いすやベッドごと  
3階建ての別棟に避難させたことで  
一人も被害者が出ませんでした。

地域の危険と気象の影響を知り、  
避難情報の意味を理解し判断し行動する。  
危機に備えるには、計画(想定)と訓練を



<https://jeanet.org/wp/wp-content/uploads/2019/10/ccac80cb172c93464974a17a4c4ebeb0.jpg>より引用



ご清聴ありがとうございました。

**BE KOBE**



神戸市防災啓発キャラクター  
「どすこい防サイくん」とその仲間たち



神戸市防災ポータルサイト  
「SONAE to U？」  
<http://www.kobe-sonae.jp/>

